

今異なることもあれどもその凡同じ事に落ちたりとあるを考ふべし。倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天。倭の大物主神櫛瓊玉命と名を稱へてといふ意者に奇大魂ちふ言にて即和魂なり。瓊は借字にて大なることをいふ。瓊栗瓊蜂などのみかに同じとあり。後釋に大物主と申すと三輪に限りたる御名なり。大名持命の一名にはわらず櫛瓊玉命も三輪に鎮坐御魂を稱たる御名にて同じことと。瓊は伊加と同じくて嚴く健きよし也。凡て神名人名に加美といふみな同じ大きなる意にはわらずとあり。されば威稜のあるをいふなるべし。○大御和乃神奈備爾坐。大三輪の神社に坐すといふ意者に神なびちふ言心得がたきを此はどおもふに神の毛理ちふ言あり。毛理の約美なれば神奈美といふぞ本なるを美と備は常に通しいへり。萬葉に毛理ちふ事に神社とも書しかば。これも三輪の神社ちふ意となりぬ。されども今京かのかたの哥に神なびのもりとよみしかば。言重りぬとれもふ人

あるべけれども古へ萬葉に神なび山の哥の二十首餘りおれと神なびのもりとよめるはすべてなし。今の京こなたには物の實を忘れてただ歌をつくらんとして違ふこと多ければ論にたらずとあり。後釋に神なびのもりといふこと今京となりてのころは神なびは地名となれるうへなれば。その森といふんひがことにはわらず萬葉の頃すら既に神なび山とて地名の如くなりしをやと見ゆたり。さすれば神は稱名にて奈備之森なり。此森に社或は神社を充つるを神のまします所は樹木の多く茂りて森となり居るより神社をもりとよまれたるならんともかくも神の鎮り坐せる地を神奈備とはいひたるなるべし。さるを講義に神並の義也。神代紀に宣領八十萬神永爲天孫奉護とある如く山にもわれ社にもわれ神の鎮り坐す所には其支神も共に侍ひ坐す故に然云りと聞ゆといはれたるはいかならん飛び離れたる一考なり。坐は考にマサセとよませたり。後釋にマセとよみた

りこれマサセの意なるべし○己命乃御子阿遲須岐高孫根乃命乃御
 魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐 大穴持命の御子阿遲須岐高孫根の命
 の御魂を葛木の鴨の神社に坐すといふ意考に此大神の事は紀に見
 えて明らかなり此社は葛木山の南東の麓の鴨ちふ所に有て他より
 高き所なれば高鴨の社ともいふなり今本この坐の下に須の字あ
 るは上の御魂乎の辭に違へバ今除けり此文にはことに落字も衍字
 も多きなりと見えたり後釋に御子といふは次々三柱にわたれり坐
 字前後共に四みな麻勢と訓べし書紀の訓に多く見えたり今坐をつ
 つめたる言なり神名帳に大和國城上郡大神大物主神社名神大月次
相管新管
 葛上郡高鴨阿治須託彦根命神社四座並名神大月次
次相管新管と見えたりこれら
 と考に供ふべし○事代主命能御魂乎宇奈提爾坐 事代主命の御魂
 を雲梯の神社にまさすといふ意考にかく言を連ねいへる中には是の
 み違ひては文をなさす仍て乃神奈備ちふ四字を補つとわれバ補ふ

方をよろしとす扱同書に宇奈提ちふ所は高市郡畝火山の西北に今
 も雲梯村といふありそなるべし和名抄に同郡雲梯字名氏とありか
 くて事代主の神社は高市葛城二所に在天武天皇紀に此大神高市郡
 の大領に依まして吾者高市社所居名事代主神云云と告給ひ式の高
 市郡に高市御縣坐鴨事代主神社大月次
新管と見ゆ又同式の葛上郡に鴨
 都波八重事代主命神社二座名神大月並
大管新管とて今もあり社も大なりこ
 こは右の高市郡の神社をいふと見えたりさて萬葉二十不想乎想常云
 者眞鳥住卯名手乃杜之神思將御知とよめると古へいと神稜威おこ
 しまして崇みし神社と聞ゆるを今こそその雲梯の社は國人も定かに
 おぼえず成にけり猶よく問も考もすべしとありたり久保茲季氏は
 かくいはれき後釋また記傳史傳にも云れたるは共に然らずと牟
 佐神社の禰宜宮道君某の文安三年に書る和州五郡神社大略注解と
 いふものに雲梯神社と擧げて高市御縣坐鴨事代主神社を此社とし

在雲梯村神森といひ社家は事代主神とせりといはれきたる講義に
も氏と同じ考を有し居れば必ず雲梯にまします神は事代主神たる
こと著しきなり故にこれを是とす○賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃
神奈備爾坐天 賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神森にまさせてとい
ふ意賀夜奈流美命は後釋に古事記にも書紀にも見えず古事記に鳥
鳴海神といふあり大名持命の御子なりこれと同神なるべしと見え
りざるを講義に出雲風土記神門に多伎卿所造天下大神之御子阿陀
加夜努志多岐吉比賣命坐之故云多伎とあると同神と聞えたるがそ
は何神ならびと索隠るに決く下照姫命に坐り中神名帳に大和國高
市郡賀夜奈留美命神社ありそれかとれもふに猶然らず彼社は飛鳥
神社の別社にてぞあらむといはれたり久保季茲氏は此説まことに
然ることあり上にも引る和州五郡神社畧解にかの加夜奈留美命神
社を載せて社家者説曰茅鳴身神社高照姫命也と云り高照姫と申は

やがて下照姫なるべき由史傳に見えたるを思ふべしさてかの略解
に飛鳥の社を社家者和仁説曰第一杵築大己貴命第二神南備飛鳥三日
女神第三上鴨味鈕高彦根命第四下鴨八重事代主神とあり神南備飛
鳥三日女神は同書に愚案天照大日靈尊之隱號乎と云れど此は推當
の考にて實には加夜奈流美命亦名下なるべし然らば此飛鳥神社は
もと此神を主と祭りけむを後に大己貴神高彦根神事代主神をも合
せ祀り遂には事代主神を主とすることにはなりけるなるべしかく
て別社にまた加夜奈留美神社あるは熊野は櫛御氣野命を祭れるに
又別に久志美氣濃神社あると同じ理なるべし三代格に賀夜鳴比賣
とあるにて女神なること明なれば事代主神と同神なりとの説は立
難くなむといはれたりされば後釋の鳥鳴海神と同神なりとの説は
取るを得ず依て講義の説と久保氏の説との下照姫を可とすべしか
猶よく考ふべきことにこそあれ飛鳥云云考に此神社と高市郡とい

ひ飛鳥の神なびと有からととて尋るに今は知人なしおもふに飛鳥に名高かりし神奈備の御室の山は即この賀夜奈流美の命の坐つらむその神奈備山も今は知人なし飛鳥の岡の里より西六七町ばかりの所に雷村ちふ有て低き岡のあるを是やいにしへの雷岳ならんと云へり雷岳の事いふも更也さしも音に聞えし神社のかぐまどはしくさへなりにしはあさましともあさましやといはれたり後釋に飛鳥の神奈備は神名帳に高市郡飛鳥坐神社四座並出神大月とある此なり此社の古の地は今雷村といふ所にてそのあたりにはひきき山のあるこれ即神奈備山也雷岳といひしも此山なりさるに天長六年三月に神の託宣によりて此社を同郡鳥形山といふに遷されしよし日本紀略に見えたり然れば今の飛鳥社の地は鳥形山にて古の神なびにはあらず神なび山は雷村の山なること疑ひなし然るを世の人これをさだかならざるがごとく思ひ考にもうたがはしげにいはれたる

之今の社の地はかの天長に遷されたる所なることを考へもらされたる故ぞかしとあるを見れば古今の區別ありて古への飛鳥は神奈備山即ち雷岳あり後の飛鳥は鳥形山なりと定め辨ふべきにやさて此飛鳥神社に主と祀られし神は加夜奈流美命にして事代主神にあらざることは上に述べたるが如しさるに後釋にちがながしくいはれたる説われども據りがたければ取らず唯参考の爲下に擧ぐへし飛鳥神社は事代主神を主と祀れり賀夜奈流美命を祭れる社にはあらず賀夜奈留美命神社と式に同郡に別に有て弘仁十三年の官符にも賀屋嶋比女社とありて飛鳥神の裔神と見えたり又事代主命の神社は此飛鳥の外にも高市郡御縣葛城嶋などにはあれども宇奈提にあることは物に見えたることなし然るをここに事代主命を宇奈提といひ賀夜奈流美命を飛鳥といへるは二方ともに所たがへり故つらく思にこの文は事代主命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐賀夜奈流

美命能御魂乎宇奈提爾坐天と存けるが中を誤りて飛鳥と宇奈提
 と入まがひたるものなりけり右の如くなるときははいづれもよくか
 なひて二方ともにいささかも疑はしきことなきをやされば宇奈提
 は即式の加夜奈留美命神社にて萬葉に卯名手の杜とよめるも是也
 今の雲梯村のあたりなるべしざるを或説に此社を今栢森村に在と
 いへるはいかがあらむ所たがひておぼゆと見えたり○皇孫命能近
 守神登貢置天 皇孫命の近き守神と貢り置きてといふ意後釋に近
 守とは皇京の同じ大倭の國內なるを以てなりとありさもあるべし
 講義の上に皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天と見えたるそは天皇の大
 宮所は大和國に敷玉はんといふ意こは其京城の近守神として大穴
 持命乃和魂及御子神たち三柱の御魂を出雲國より大倭國へ國避の
 今貢置て鎮しめ玉へるものなりとあるを以て此文意をさとること
 を得べし○八百丹杵築宮爾靜坐支 杵築宮に靜け坐しきといふ意

八百丹とは考に多くの土をいひそを杵して築くといひかけたる冠
 際ありといはれたるは可なり杵築とは後釋に風土記に入東氷臣津
 野神之國引給之後所造天下大神之宮將奉且諸皇神等參集宮處杵築故
 云寸付神龜元年改字杵築と有るにて名のゆゑよしは明かまたい
 ふ考に是まで一段なりといはれたりこれ一小段とすべき所にこそ
 ○是爾親神魯伎神魯美命宣久汝穗比命波天皇命能手長大御世乎堅
 石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾
 ここに親しき皇祖の男神女神の宣ふ汝穗日命と天皇命の長久の
 御世を堅石の如く常石の如く變りなく齋ひ奉り嚴御世に幸へ與
 へ給へと仰せ賜ひし次のままにといふ意考に親の字の上に皇の字
 を加へられたり後釋に補はれたるはわろしとあり平田本には皇の
 字なしこれ無さに従ふべしまた考にかの大名持命の祭と穗日命の
 なすべきものと皇祖神の宣ひしは大名持命を敬祭て且御孫命の御

代をも遠く祈奉らん爲なる事ここにて知らるさて次とは穗日熊野命より國造まで次づといはれたり講義に詔詞解に天皇御子之阿禮坐牟爾繼々爾大八島國所知次止とある下に此詞を引て天穗日命より國造の次々に仕奉るを次と云りとあると實にさることなり下に天津次とあるも之に同じとあるをもて次といふ辭の解は明かなり○供齋仕奉氏朝日乃豊榮登爾神乃禮自利臣能禮自登御禱乃神寶獻其久止奏 齋ひ事仕へ奉りて朝日の豊に榮を登る如くに神の禮代臣の禮代と御禱の神寶を獻ると奏すといふ意考に神の禮自利は穗日命よりいや次々の神たちの禮代なり臣乃禮自は國造が禮代なりとあり後釋にこの禮自利は穗日命より始めて次々の出雲氏の神たち又國造の皇朝に獻る禮代なりとあり講義に大國主神國去の時に其禮實の物を天穗日命に託て其大神の皇孫命の大御世を手長の大御世と齋ひ奉り給ふ表に獻り玉へるを天穗日命の復奏したまひし

時に天津朝廷に肇奉りし例に擬ひて其裔乃出雲國造が熊野杵築兩神宮に供奉り其大神等に奉れる神寶を申下して大神の禮實として獻るを以ていふなりこれ敬禮の表に奉る物寶を云ことにて神に奉る幣帛を禮代と云も其意味同じ上の如く神の禮自利は大國主の神の此國土を皇孫命に避奉らせ玉ふ表物なるかそれに並べて天穗日命より奉りたまひしは所謂臣の禮自利なるが此二を合せて天夷鳥命より次に其裔孫の國造より御代々々朝廷に神賀吉詞奏す体實は捧け奉れるものと見ゆるなりさてかく神の臣のと重ねて云ふ事は始め大國主神の國去の禮代を天穗日命の返事の禮代として天神の御許に獻り玉へる美たき吉例なるによりて其天津次のままたに天夷鳥命より以來世々出雲國造等かの兩神宮を伊豆の眞屋に令詣奉りて一年の齋をなしつつ御禱の神寶を成し整へて奉れるその出雲臣の獻れる禮代也といへども神の禮代を取持て捧ぐる由なりとある

を以ても此段の状をささるべし自利は自呂の轉音なり自呂と物代
 又は代物の代と同じく物實にして禮のしるしとして奉る物をいふ
 なり御禱乃云云考にかく申して次々に其獻物をことばとして御賀
 を申すなり文の次第よろしきをおもふべしさてこの獻物の品々は
 日照命の天より持下りし神寶をうつせしにて且かの丹波の兎のい
 ひしと詞ねぼろしくかなふともあらむ仍てその事も上に引たる
 なりと見えたり○白玉能大御白髮坐 白玉の如く大御白髮の生ふ
 るにいたり給ふまでといふ意後釋に御白髮生給ふまで御命長くま
 しまさむといふのみなりとあり講義に臨時祭式に玉六十八枚とあ
 る細書に赤水精八枚白水精十六枚青石玉冊四枚と言えたる是なり
 とありされば神寶にかけて神賀の詞を申すなり○赤玉能御阿加良
 比坐 赤玉の如く御顔の赤く健にますといふ意考に御病ねはしま
 さざるは大御顔の色をたどふ上の水分の祭に赤丹穗に聞食といへ

るにひとしとあり後釋に他の祝詞などに豊明爾明坐とあるも明は
 借字にて同意也あからひはわかりを延たる詞にて赤らむといふに
 同じとありされば顔の赤くなるは身体の健康なればなり故にすこ
 やかなるをわからむとはいひしなるべし○青玉能水江玉乃行相爾
 青き玉の瑞愛の玉の行合ひ並びたる如く天下を整ひ治め給ふと
 いふ意考に水江は借字にて稚枝をいふ萬葉三今十 五十葉 枝丹水
 枝指とあるも水は借字也此外わかき事をみづといふは冠辭考にい
 ひつ右に依は江之枝の字を誤にしにも有るべしさてこの意はか
 の式にいへる四十四の青玉を緒に貫連ねたらむ之木の稚枝の如く
 青くみづしくみゆべし又そをわがねたるをもて行相といひて
 天皇の天下をすべめぐらしてしろしめすにたとへたり云云とあり
 後釋に水は考の説の如し江は借字にて可愛玉也行相とは緒に貫た
 る玉と玉と相並び著たる所をいふ鵲の行相の間をといふと同じた

とへたる意は此玉どもの相つらなりて並ひ着たるさまのよくとい
 のひて乱れざるが如くに天の下をととのへ治め給ふよしなりとあ
 り考の説少きこえざれば後釋に従ふべし○明御神登大八島國所
 知食天皇命能手長大御世乎御横刀廣爾誅堅米 明つ御神と大八島
 國を知しめす天皇命の長久の御世を御横刀の廣らに打鍛ひたる如
 く大御身の健にましまして御壽の長く遠く天の下を知しめせとい
 ふ意考にこそ御横刀の威をもて廣誅堅といへる意は聞えられとい
 ささか言たらず開ゆとあり後釋に前後に擧たる種々の物一ごと
 にみな能てふ辭あるをここにのみなきと刀の下に其字落たるか又
 廣といふこと大刀にも物遠く打堅めにも似つかはしからざるはい
 かが誤字ならむか誅字もいかなれどこはさても有べしここの詞
 はかにかくに誤字脱字など有べくおぼゆとありかく此二書は誤字
 脱字あらんとて意をとらずさはわれども此處は脱字を補えずんば

意通せずといふ事にもあらざれば強ちに補はずともよかるべしな
 た誤字に於てもさらなり故に講義に臨時祭式に金銀裝横刀一口長
五尺六寸とある是なりこは向上に明御神云云手長の大御世をとある
 長に對へて廣といへるなり楮太刀に入握劍十握劍など云は長さを
 計ていひ又尾羽張など云ふ其鋒の張廣をいふ廣矛など云も
 是に同じければ其横刀の長く廣さを以臂とはせるものなり誅堅と
 御横刀を打鍛ひ堅めたる如く大御身堅かに大座て大御壽の長く遠
 く天下を知しめせとなりとあるを以て此全文のわだかまりなくさ
 こえたりいふ此説に従ふを可とすべし○白御馬能前足爪後足爪踏
 立事波大宮能内外御門柱乎上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之
 白き御馬の神賀を奏する庭中に引れて行くに前の足の爪後の足の
 爪を立てて踏み行く事之皇居の内重外重の御門御門の柱を踏み堅
 めしむるなりといふ意講義に大宮造の堅固なることを讚申せる其

意味を以て馬の爪して柱根の地を踏堅め凝すを賀たるなりさて上津石根と下津石根と並べたるは文の章をなせるなりと雖いふ意は此大地上より地底の際限までもと云ふなりと見ゆるにて明かなり考後釋共に凝立とあり而して後釋に凝立の立字は志の誤りにて小字なるべし其故はここの文は馬の爪して地をふむを以て柱の根を踏堅むるよしにいへるにこそあれ柱を立てる事をいへるにあらず柱立るは馬爪にあづかることなければ立といふべきよしなければなり上に柱をとばあれども文の意はただ柱根の地をふみ堅むるよしのみありとありて志字の誤字ならんと平田本には之字に書きてあり按ずるに立にては穩かならず志或は之の字に改めたる方よかむかしまたいふことも禱申せるにて禱義に臨時祭式に白眼鬃毛馬一匹あとの此をもて禱申せるなりとあるにて知るべし○振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食奉事志太米振り立る事は馬の耳の彌上

に高き如く天下を知しめさむ事の益々隆盛に赴く下地の顯はれ見ゆるといふ意振立るとは耳の序言にある言ときこゆ考には耳をなりとあり後釋には耳といはざるをやがて次に耳能とある故なりとあるをもも耳といふべきを下に耳能とあればふりたつるといひて暗に響かせしなりされば序とみるべし彌高云云考に大祓に馬を引立るは天地の神たちの耳疾く祓の詞を聞給ふに取こは天皇の天下の事を御耳はやく聞しめすべき物質とせり馬は勝れて耳とさ物なれば也とあり後釋に馬の耳は高く立る物なる故に彌高といふなり大祓詞に高天原爾耳振立とあるも高天原爾千木高知といふと同て高きよしなりさてかの大祓にて神たちの疾く聞給ふ表にいへるをここは疾く聞しめすよしにはあらずたゞ彌高といはん料のみにて此馬の耳の高さが如くにといへるなりさて天皇の天下しろしめすを彌高にといふは御代のいやますくに隆盛なるよし

なり萬葉に高殿乎高知座而など多くあるも宮殿にかけて盛にしろしめす事をいへるなりとありされば前説は少しきこえざるにより後説によるべし志太米考に志の下に乃の字を加へてしるしのためとよませたりこれとるを得ず講義に爲給へといふ意なりとあれどもよられず獨り後釋に下見えにてその下形の顯えれ見えたるをいふ今世の言にも下地下づくろひなどをすべて物の基かねてのまうけを下某また某下といふこと多し下形とは雅言にもいへりさて見えを米といふはつねなりとある説によるべし○白鵠乃生御調能玩物登 白鵠の生きながらの御調の玩物といふ意白鵠は考に是は古へは久久比といひ後世は白鳥といひて水鳥の白き大鳥也然ればこは白き久久比と訓べければ他の色も有をば白き云云といひただ白きのみなるをばしら鷺しら雪といふ例なればさとよむべからずさらばしらくぐひと訓んも言よろしからず又白の字を捨て久久比

とのみよまひとすればこの文の字を用ゐし例に違へりかくて紀に白鳥とあるも皆この久久比の事とおぼしきよし有に後世も是を白鳥と呼て他なければことをしら鳥と訓也そもく鵠字は是にあたらす鵠ぞかなへるなり然れば鵠布古の字を用ゐしに依て久久比ちふ名も白鳥をいふにわらずと思ふ人侍れと古き神楽哥にミナトダニククヒヤツチリトロチナヤといへりこの古布の鳥はただ雌雄をるもの久々比は群をれば八つをりともいひ又トロチナヤは鳥を取る擒なしといふ也古布は食ふべからず玩ぶべからぬ鳥なれば擒して取らむ事を云べからず然ればこの久久比も白鳥をいふこと知るべしとわり後釋に鵠字を本に鵠とあると誤なり考に改りて書れたるよろし此鳥の事すべて考の説の如し但し鵠字は久久比にあたらす鵠字あれたるといはれたるは返てたがへり鵠字はすなはち今いふ白鳥にて久久比によくあたれり鵠は古布にていまも古布といふ

鳥なり此事昔よりまぎれつること多し和名抄に鷓を於保止利とあるはわたれるを鷓を古布とあるはあたらずとありこれ彼れ此れ補ひて見るべし生は考にいくとよまれたり後釋にはいさとよまるこれいさをいふ方穩やかなりさて此物を獻ることにつきては考にいさながら籠にこめて御玩ひに獻る也仍て儀式にも式にも垂軒と註せりと見ゆ後釋に式に垂軒と注したる垂字は乗の誤にて輿の如き物に乗するをいふ軒は車なれどもこれは輪ありて挽く車にはあらじ昇物なるべしさてこの鷓を獻ることは本牟智別命の故事に依てなりと或人のいへるさもあるべきことなりかの命は垂仁天皇の御子にて鷓の事古事記書紀の其御段に見えたりとあれば白鷓の玩び物として獻ることは知るべしなりまた講義に白鷓は臨時祭式に白鷓二翌軒とある是なり生御調と生ながら奉ること式に御費五十昇とあるそれに別たむ爲に生御調と云るなり玩物は其白鷓の生御調

は御費として奉るならず故ありて御愛翫の料に奉出すことなる故にかくは云るなり此白鷓の生御調を奉れると垂仁天皇廿三年御紀に湯河板舉獻鷓也恐津別命弄是遂鷓得言語とある吉例に依ると云も更なるに此時の事を古事記に出雲大神の御心と見え姓氏録に詣出雲宇夜江捕貢之とあればよしあることなるべしとあるによりて益事と明らかなり○倭文能大御心毛多親爾 倭文の如く大御心も鮮に儘にましませといふ意倭文は考に皇朝の上つ代の布にて式のところまでも有りし物なり青筋のある麻布なりけん事なと冠辞考にくはしくいへりとあり後釋に冠辞考にいはれたることく古へのよき布にて筋を織たる物なり志豆とは即ち須遅といふことなるべし今いふ島織之これを島といふは狭間なり然いふ意古のは筋の大にあらかりけんを後にはそを細くこまかに織たるも出来てそれを分て狭間織といひしが又後には古へのあらさはすたれてその狭間

織のみひろまれるからつひに筋織の惣名とはなれるべも考に倭文
 を青筋ある布といはれたれど筋の色は青にはかざるべからずかの
 釋日本紀にいへるはたましく青筋なるがのこれりしなるべし猶倭
 文のことは古語拾遺古事記にあるを見て知るべし多親爾は考に多
 字と必ず誤字なるを其字年を思ひ得がたかりしを今思ふに皇の
 字を草にかけるを誤れるにて皇親なりけりといはれたり後釋に考
 に皇親とせられたるはむげに聞えぬことなりといふが如く多親に
 て義明かなめ後釋に多親爾と親字を假字に用ひたることは例もな
 くないかがに聞ゆれども多志爾といふ言古く有てここにはよく計へり
 古事記尤恭段の歌にササバニヤウツヤアラレノタシダシニキ子
 ツ云云雄略段の歌にタシミタケタシニハキ子ズ出雲風土記島根縣
 手染郷の下に此國者丁寧所造國在詔而故丁寧負給而今人誤手染云
 耳この丁寧もたしにと訓べし然らざれば手染に縁なし萬葉十二に

體使乎云云などあり多志爾は體に也さて倭文にいへる意はかの布
 の筋の鮮に體に分れどはりたる如くに天皇の大御心たしやかにま
 しませとなりとあるにて知るべしまた同書に多は和の誤にて和親
 にてナギヤと訓べき説をいはれたれどいかがに思ふべければとら
 ず○彼方能古川岸此方能古川岸爾生立古川の彼方の岸此方の岸
 に生ひ立てるといふ意考に今本に二つながら古川席とあるは聞え
 ず席の字は原を誤れることしるければ岸に改めつとあり後釋に本
 に彼方の下の能字はなきを今は考の本に加へられたるによれり此
 方の下にむ此字あれば之考に席字を誤として改められたる原もさ
 ることなれども猶思ふに岸の誤ならむとぞおぼゆるとあり平田本
 には右二様加へられつれば此の方しかるべし生立を考にナリオツ
 ルとよまれたるをきこえずオヒタテルにて可なりさて此處に古川
 の彼方此方の岸といふことなるを文をわやなしてかくいへるなり

○若水沼間能彌若敷爾御若敷坐 若栗の木の彌若枝の指す如く若
 やぎませといふ意水沼間のことと考にいはれたる説は信じ難し後
 釋にこといといふ心得ず其故は生立といひ若といひ彌若敷といへ
 るは必ず草木とこそ聞ゆたれ云上に擧たる種々の物の例をも思
 ふべしいづれも皆其物の色形あるは其事を取てこそたどへとはし
 たれさればこは必ず川のべに生ふる草木の名にて献る御贄の中
 の物なるべきを其字の誤れるか文の亂れたるなどなるべし故思ふ
 にもしくと若久留須能なりけんを久を水に留を間に須を沼に誤れ
 るを後に又さかしらにその間沼を下上に置かへて水沼間とはなせ
 る歟かく云故は語のつゞき古事記の雄略天皇の大御歌にヒケタノ
 ワカクルスバラワカクヘニとよませ給へる例ありさて献る御贄の
 中に栗もあるにつきての祝詞ならむかと思へばなり栗栖に栗林な
 りとありこれきこえたるやうなればとれり講義にも説れたれども

後釋に及ばされと掲げず猶よく考へて後に記すべし若敷は後釋に
 若やぎの古言なり古はわかぬとのみいへりそれをわかやぎといふ
 は中昔よりの言なりとあれば語の變遷したるなり○須々伎振違止
 美乃水乃 振り滌きし淀みの水といふ意さて考にススキフリサ
 クトウツノミノ云云と讀れたるはとりにくし後釋にススキフルチ
 ドミノミツノと云方によるべきにこそ同書にすすきふるは滌振に
 て振滌といふに同じ其内ここと振といふ事重き故に下にねけり振
 と動かすをいひて滌ぐさまなり遠止美は淀みなり今も此伊勢人な
 どと水のとどむをも又事の盛りなるが弛び靜まるをもをどむとい
 へりさてかの出雲風土記なる仁多郡三津の水は神代にめでたき由
 縁のある水なるゆゑに國造の此齋にも用ひ初ることなれば御贄五
 十昇の内にもまじへて此水を献るなるべしさる故に此言はあるな
 らむ云云かくて滌き振といふはかの神代に阿遲須伎高日子命の御

身沐浴坐とあるにつきていへるにてをどみの水と之川にて身にま
 れ物にまれ滌き振ればその勢ひにて流るゝ水の旋みてやや上さま
 へもさかのぼる故にいへりとあるを見れば淀みたる水を献てるに
 つきていひたるなり○彌乎知爾御衰知坐 滌き振ればその勢にて
 流るゝ水の淀みて上さまへ廻る故にあとへかへるなりその廻る水
 の彌が上にも廻りに廻りませといふにて天皇の御年の若かへりに
 若かへりませませといふ意者の説はどりにくし後釋にここは本に
 彌乎知爾御表知坐とあるは決て誤なり然るを考に上なる美乃水乃
 を此上に属御表知坐を次なる鏡へ屬て本のままに訓れたる故に言
 たらざれば言の落たるなりといはれたるこは己もいと心得がたか
 りしを猶よく思へは言の落たるにわらず字の誤れるにて彌は彌な
 り表は衰なりけりこれらの字は相誤れる例常に多しかの如くただ
 二字を改むればいとよくさこえて語もよくとどのへりかくて乎知

とと何にまれ初のかたへかへるをいふ言にて老たる人の若かへる
 をもいへりここはかの川水の滌き振る勢ひにて淀みつつ上の方へ
 ややかへりかへりするを彌乎知といひて天皇のいやましに若かへ
 り坐むことに申せるなりとあるにて知るべし○麻蘇比乃大御鏡乃
 面乎意志波留志天見行事能已登入 眞澄の大御鏡の面を押晴して
 見給ふ事の如く即ち曇なき鏡の面を見る如く天皇の天下を明かに
 看そなはし知しめさむといふ意者に麻蘇比の蘇は須美の約志なる
 を轉じたるにて眞澄日の鏡也こは大日女命の御像をうつせる物な
 れば日といへりまたこれかの出雲人の祭る眞種之可美鏡といふ
 に本づけるにやさてこの鏡は天つ日の御面の天下の照すにたと
 へいひて即今の天皇の御事にいひつけたるなりねしはるしと押晴
 かしなりと見ゆこの説中信じ難き所あれどもとるべき所多ければ
 あげつ後釋に鏡は獻物の中の一様なる故にたとへにいへるにてか

しはるして見そなはすことの如くとは曇なき鏡の面を見給ふがごとくといへるにてその如くに天の下を明らかに看そなはししろしめさむとなりと見ゆまた講義に臨時祭式の献物の中に鏡一面徑七分とある是也麻蘇比は眞澄にて塵ばかりも曇りたる隈なくして眞に澄明けきを云なり神代紀仲哀天皇紀に白銅鏡と書て然訓み萬葉十三に眞十見鏡十六に眞墨鏡なども見えたりされば比を濁りて毘と訓べきかと思へどもなを字の如くにてあるべきなり續紀の詔に宇倍奈爾とあるは諾なるを彌と通しし云る例もあればなりとある如くますみとまそひとは通ひ音なることを知るべし意は曇りなく眞に澄みたる鏡といふ義なり○明御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行平事能志太米止 明つ御神即ち天皇の大八島國を天地日月と共に安けく平けく知しめさむ事の下見えといふ意即ち天地日月と共に窮りなく治しめさむといふ義なり講義に神代紀に

寶祚之隆當與天壤無究者矣と天神の言辭詔たまへりし如く大國主神の國去の時に然白し玉へるを天穗日命傳へ申し玉へりし跡を踏て國造の神壽詞を奏す趣を述たるにてこと始に天皇命乃大御世乎長乃大御世止齋としてと云出たるより始て又其中間にも汝天穗日命は天皇命乃手長乃大御世乎堅石爾常石爾伊波比奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨ともあるを合せて終めたるものなり此すなはち天神の大御命を受給はり傳る趣なりとあるをもても證とすべし○御禱乃神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自登恐爾恐爾毛天津次能神賀吉詞白賜久登奏 御禱の神寶をささげ持ちて神の禮代臣の禮代と恐み恐みも天津次での神賀の吉詞を白し賜ふと奏すといふ意さて考に穗日命より始て次々に今の國造某まで絶せず賀申奉るといふなりかかれバ其賀詞いと上つ代より有けんを既にいふ如くこの詞は飛鳥の宮より上にあらず見ゆれば上つ代より唱へ來し言後に

違ひ失へる事もありしを正し補ひて飛鳥岡本の宮の御時に書つら
ねつらむされども其時は假字書なりしを後に此字を書加へしにや
ども今は字あやまり言落などして解かたき事多かれと年月に考て
かくまでもしるせしや云云とあり後釋に此詞はまことにいと古く
たふとく古語のいともめでたき物なるを近きころまでと世にとり
見る人もをさをさなかりしを吾師の大人の殊にかくめでたふとば
れしによりてと世にあらはれて人みなの貴とき物にはすなるこれ
もまたいとたふとき功にぞ有けると見えたり此詞の古き近きは既
に上に述べたるが如しともあれかくもあれ古き詞にて言簡にして
義明らかあるはめでたしともめでたしまた講義に上に是に親神魯
岐神魯美命宣久天穗日命波云云仰賜志次乃隨と見ゆたる如く其天
穗日命の天朝廷へ返事申上給ひける時更に天神の宣ひ附させ給へ
りし事の有に依て其子天夷鳥命の高千穗宮に參向ひけんより其裔

の出雲臣等世々仕奉を以てぞ天津次とは云也けるされば此詞も固
り其時に成たる物にて人世の作に非る事上に註へるが如し但獻物
の如きと其時々に少異ある可れば詞も聊か替も有つらめども其大
旨の易れるならねば甚々尊き文なりかしと見ゆいづれの人にまれ
尊まざる人はなからましあはれめでたき文にこそ

中臣壽詞

中臣壽詞 此詞は前文の出雲の國造神賀詞と同じくして神
代より語り傳へたるものなるべしそは高天原より皇孫の天
降りましまし、時中臣の遠祖雲天見屋の命の御供仕へ奉り
てより以來相傳へて天神の壽詞を申ししかば其裔中臣の氏
人の即位あらせらるゝときは壽詞を奏すこととそなりにた
りされば此詞題名とては無ししものなるべけれどもいつと
なく中臣氏の奏すよりして中臣壽詞と稱へ題号ともなした

るならん講義に文には天神の壽詞とも又略ては唯に壽詞とのみも云り此を中臣壽詞と云て其題名の如くなるを人も然思へるは高千穂の皇大宮に初國所知食皇御孫命の大嘗の大政を行はせ給ふ時に高天原より大御供仕奉りて天降給ひし中臣上祖天兒屋命より次々相傳へて天神の壽詞を稱申せりしかば其中臣の氏人の奏す壽詞といふ意味なりさて此を天神の壽詞としもいふことと皇祖天神の大御命を受傳へ奏す由なる事云も更なるがこと同じ神話の中にては皇御孫命の天津日嗣の高御座に即せさせ給ふ初より天地と日月と共に照し明らかし御坐て齋庭の瑞穂を聞食む事に皇神の御中皇御孫命の御中執持て茂槍の如く木末傾けず中在ふりて中臣の仕奉る事を言壽さ申述るか故に殊に壽詞と云るにて神祇官なる中臣奏天神壽詞の義解に謂以神代之古事爲萬壽之寶

現御神止大八島國所知食須。大倭根子天皇我御前。仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉長久止申須。

現御神止大八島國所知食須 明に世にねはします御神にて大八島國即ち大日本國を知しめすといふ意講義に天皇命は天神の御子となりまして顯國に現はれ坐る大御神と申し奉る意ばへなりとあるは現御神の解なり猶出雲國造神賀詞の初めにあるを見合すべし○大倭根子天皇我御前仁 大倭根子天皇が御前にといふ意倭は大和

詞也とある是なりとあるにてさどらるべしまた此詞を奏すことこの物に見えたるは同書に持統天皇四年春正月戊寅朔天皇即位の所に神祇伯中臣大島朝臣譚天神壽詞とあるは神祇令に凡踐祚之日中臣奏天神之壽詞とあるに合へり次に同五年十一月戊辰大嘗神祇伯中臣朝臣大島譚天神壽詞とあるを以て即位のときに必ず壽詞を奏せしことは明かなり

國をいふにあらざるは古事記にいへり根子は共に親愛詞なり大倭
 根子とありまた倭根子また根子日子云云となどの詞づかひ古事記
 中巻に多く見ゆるを見合すべし講義に根子の根はその土着する國
 土を云にて島根國根などの如く子は其地に生坐るを以て然稱へ奉
 れるが何時となく尊稱とは成れるものなりとありこの根子の説あ
 まり強言なれどもおどろかしおくなり○天神乃壽詞遠稱辭定奉
 其久止申須 天つ神の壽詞を稱辭定め奉ると申すといふ意定奉とは
 講義に彼皇御孫命の天降御の時に事依し奉らせ給ふ大御詔を以此
 詞を始て制りて申し初たる時の詞なるを其任に用ゐられたるなり
 されば大御詔を奉りて此詞を仕奉れが故に定奉とは云へるなりと
 いはれささもあるべし

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持
 天八百萬乃神等遠集倍賜天皇孫尊波高天原仁

事始天豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食
 天都日嗣乃天都高御座仁御坐天都御膳遠
 長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁瑞穗遠平介久
 安介久由庭仁所知食止事依志奉天降坐之後仁
 中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉
 仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神
 漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水
 波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉奉止申世止事教
 給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上
 仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛
 遠事依奉氏此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏

天都詔戸乃太詔乃言遠以氏告禮如此告波麻知
 波弱蒜仁由都五百篋生出牟自其下天乃八井出
 奉此遠持天都水止所聞食止事依奉支如此依
 奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國卜部等太
 兆乃卜事遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主基
 仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波
 粉走灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋塲仁持
 齋波利參來氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都
 志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利月内仁日時
 遠撰定氏獻留悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠
 大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止

汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏
 天都神乃壽詞遠稱辭定奉留皇神等母千秋五百
 秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏
 伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天地
 月日共照志明長志御坐事仁本末不傾茂槍乃中執
 持氏奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中
 臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天 高天原に神留り
 ます皇が親しき御祖の男神女神の命を持ちてといふ意○八百萬乃
 神等遠集倍賜天 數多の神たちを集め給ひてといふ意○皇孫尊波
 高天原仁事始天 神識り議り賜ひて皇孫尊は下つ國を事依給ふこ
 とは高天原に事始まりてといふ意○豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平

介久所知食天 豊葦原のみつみわき稻穂の國を安き國と平けく知し
 めしてといふ意○天都日嗣乃天都高御座仁御座天 天つ日嗣の即
 ち天皇のまします天つ高御座の御座にましましてといふころな
 り○天都御膳遠長御膳乃遠御膳止 天つ御食を長久の御食の永遠
 の御食となしてといふ意さて天つ御膳をのの字は前例に背ける
 辭なり恐らくは乃の字の誤なるべし玉勝間に遠字は必ず乃なるべ
 し遠にても聞ゆる如くなれども偕は次に瑞穂をとある遠と重れり
 とありざるを講義に天津神の事依し奉り給ふ水穂を以て仕奉る御
 膳なるが故に遠の辭を用ゐられたり然れば天津御膳遠と瑞穂遠と
 遠辭と重複すと雖少も妨無き者なりといはれたりさはわれども遠
 にて意のさごえざるにはあらねども前例は皆乃にて此詞のみ異な
 れば如何あらんと考へてなりいまは乃の誤字なりとなす方穩なる
 べし○千秋乃五百秋仁瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉 氏

千秋万秋に瑞穂を平けく安けく齋庭に知しめせと事依しまつり
 てといふ意由庭とは齋場にて神を祭る所をいふ此處は悠紀主基の
 大御政を行はさせ給ふ大嘗宮をいふなりさて講義に由庭の起源は
 しも保食神の御身より種々の穀物の成出し時に天照大御神の甚悦
 はして此物は顯見蒼生の食て活べき者ぞと詔ひて其稻穀を天狹田
 及長田に殖しめ給へりしかば其秋垂穂八握に茂て快く實成れるを
 收めて大嘗聞食す時に新宮造り給へるなむ由庭にはありける神代
 紀御天降に天照大神又勅曰以吾高天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒
 と見えたる齋庭は高天原にて天照大御神の毎年の新嘗を所聞食齋
 庭を云へるなり此詞に由庭に所知食とあるは其齋場に於て所知食
 せと仰せ給へるにて此に引る御紀の趣に異ならずとあるが如く新
 穀を齋場にて知しめせとこと寄せまつりしなり所知食玉勝間に由
 庭爾所知食の知の字は聞なるべしといはれたりざるを講義にこと

上に安國止平介久所知食より相對へて全とて御國を知食す御事を兼并せていふ所なるが故に所知食とは云えず下なるは此大嘗の大御政を執り行ひ給ふ一方にのみ云ふが故に所知食とは云はざりけるものなりといはれたりそもそもしろしめすはしろすを更に敬ひていふ語にてそのしろすと知るの敬語なり而して続べ治めたまふといふ義になるなり然れば瑞穂のことを齋場に於て治めたまふとを云へるにてきこしめすといふにはあらざるべく考へらるゝなり故に講義の説の如し○天降坐之後仁中臣乃遠祖天兒屋根命皇御孫命乃御前仁奉仕臣 事依しまつりて天降りましましし後に中臣の遠つ祖なる天兒屋根命の皇御孫尊の御前に仕へ奉りてといふ意○天忍雲根神 遠天乃二上仁奉上臣 天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて皇祖の御旨を伺ひ奉るといふ意天忍雲根神は天兒屋根神の御子なり二上に上せまつること皇祖の男女二神の御旨を受賜はる

に登りしなりこれ皇御孫尊の御使に立奉りたるなりさて此の二上といふ名稱につきては史傳に高峯の進り上れる状の二つに分りし故に負る山名なれば布多賀美といひては語の道に叶はず必ず二能煩理と云はではあるまじき語の格なるに然いはざるは當らず大同本紀の天二上命を別本また他の古書どもに天二登命と書たるも多かり二登と書たるをば布多能煩理と訓むより外なければ此を例として二上をも然訓むべき事論あるまゝくこそといえられたるをもて二上とは訓まじくフタノボリと訓べきことならんと考へられつれどもいまよき證あらばこれに従ふべし○神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申 神漏岐神漏美即ち皇祖の男女二神の命の前に於て旨を受給はり申すに云々と下にかかる文体なりこれ皇御孫命の御膳津水に仕奉らむ天津水を受賜をらめしめたまふをいふなり○皇御孫命乃御膳津水波宇都志國乃水爾天都水遠加臣奉奉止申せ止事教給志仁依

氏 皇御孫命の御食つ水は顯國の水に天つ國の水を加へて奉らんと申せと事教へ給ひしによりてといふ意講義に皇孫命の大御膳に仕奉りて所聞食む水を云なり神宮雜列集に擧たる大同本紀に皇大神宮皇孫之命天降坐段に天牟羅命御前立天天降仕奉時爾皇孫命天牟羅雲命乎召詔久食國乃水波未熟荒水爾在介利と見え二十一社記に水天孫降臨時諸神申葦原中國者潮也可何仍供奉神中天叢雲命云神天上還皇祖申賜云云と見えたり此二を合せて思ふに古昔は湖水の儘にて荒く熟からざりければ天忍雲根命と天牟羅雲命と二柱を相並べて御膳津水の事を申しに天上にて立奉り上させたまへる者なりとある如く國土の水のみにてと荒きもの故に天國の水を請ひ求めて和合なすにつきてかく申ししなり○天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神瀧美命乃前仁申世波 天忍雲根神の天の浮きたる雲に乗りて天の二上に上りましまして皇祖の男神

女神の命の前に申せばといふ意○天乃玉櫛巡事依奉氏 天の玉串を事寄せまつりてといふ意玉櫛の櫛の字は借字なりさて此處の串は一本なるやといふにはあらざるべし下の語句を見るに數多の如く考へらるゝなり既に史傳にも五百箇の生出たるを思ふに一つにはあらず神代紀に五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十五籤とある如く數多くの玉串なるべしとあるを證とすべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照万氏天都詔戸乃太詔刀言遠以氏告 此玉串を刺立てて夕日の耀く時今の四時古への七ツ即ち申の時なりより其翌朝日の登る時今の八時古への五ツ即ち辰の時なりに至るまで天つ詞の太詔刀言を以て告げといふ意天都詔戸乃太詔刀言は既に解を下せりその呪する文句は如何なるもかをいふや詳ならず或説に天忍石水てふ言なりといひ登保加美てふ言なりといひて唯思を述べたるのみ皆信を置き難し兎にも角にも言とありしなるべしと

て講義に高千穂皇大宮にて新世の大嘗の齋庭に刺立て天水を求むるなり以來大嘗の大御酒を醸り大御饌に炊き用させ給ふ料の水を此事を行ひて天水を得て仕奉れりし事決し^中儀式に卜定御井所云云式に其井二處卜訖御井者造酒兒始堀造酒兒御井稻實卜部堀とあるなど此卜定して堀る御井はしも昔は此文の如くして求させ給へりけんを中古よりは唯卜定めその卜食たる所を堀て水を得る事とはなれりしなりとあるを思へば古へは申を刺て太詔刀言を宣りて水を求められしを後は卜定にて水を求められしをらんこれ變遷と見ゆるなり○如此告波麻知波弱蒜爾由都五百筥生出^平 かくの如く宣ふたらば兆は午前に數多の筥の生ひ出むといふ意麻知之講義に神名の眞智と同じく太兆の事にして其兆を標的となりて其事を卜合ふ故の名なりさて此詞の麻知之右の太兆の町鹿卜にまれ龜卜にまれ占兆を彫て灼くを町とも町形とも田町形とも云て方なる圍

の中に縦横の筋あるものなり^の如きにはあらねども其天八井を出し給はん所の兆に由都筥を生しめて麻知となし給はん所の意にて鹿卜龜卜の町に其義相通へるものなり是以太兆の麻邇と麻知との同意の言なることを明らむべきものなりと見えたりバマニ即ちマチなることを知るべし弱蒜とは玉勝間に韭字は蒜字を誤れるならむ蒜は晝の借字ならむか弱晝とは正午前より前を云ふ可ければよの朝日照に至る迄とある續の時刻なるべしといえたりこれれもしき説にてよく叶へり故に晝の弱さは午の前あれば午前といふべし講義に麻知に發見たる物にて實に弱蒜の如く次なる由都筥の筥に對たるなりとわれどもこは晝を蒜に借りて下にある筥にむかへたるなるべし由都五百筥は史傳に師説に由都五百重りて如何由都は即ち五百箇といふ言なればなりとあり信に師説の如く神代紀に五百箇とあるを古事記に湯津とあり由都は五百箇の約言にて數の

多きをいふ言なれば此は重りたる如くなれど又思ふに此由都は五百箇と同語の由都ならで伊都の義にや然もあらば清淨き五百箇の生出る由なり筥は和名抄に和名多加無良俗云参加波良竹聚也とあり上に引たる神代紀に眞坂樹の八十玉籤野篤八十玉籤と二種あるを今の玉串は野篤なりし故にそれ物實となりて筥の化りしにやと見ゆたり講義に弱蒜と共に淺藁も成出たるにて五百箇眞坂樹八十玉籤五百箇野篤八十玉籤などの如し筥と常には竹林をいふ事なれど此は決めて筥にてあるべしそは蒜も弱蒜といへば若竹ならば事實に叶はずと見えたりこれによりて考ふるときは數多くの筥の生ひ出たるはさらなれども由都の伊都の説は如何ならんすべて古語には同じ意の語を重ねて用ゐるに常にて此處も其類とみるるときはあへて違ふことなからましました講義の若竹(弱蒜に對へて)といふも信じ難し筥の説は二書共にきこゆたり猶由都のことは考へていふべ

し○自其下天乃八井出牟此遠持天天都水止所聞食止事依奉支 筥の下より天の井の出でむことをもちて天つ水と聞しめせと事寄せまつりきといふ意八井の八も數をいひたるに非ず數の多きをいひたるなりこれ前の五百箇に對へて八井といひたるなり共に多きをいふなり○如此依奉志任任爾所聞食由庭乃瑞穂遊 此の如く寄せまつりしまにまに閉し食す齋場の瑞々しき稻穂をといふ意こは天神の宣ひし天津水を汁にも瀝にも和して聞食さむ齋場の稻穂をといふ義なり講義に此語句之上に千秋乃五百秋爾水稻穂遠平介久安介久由庭所知食云云とあるに對へたるなりといふこれたるをさもあるべし○四國卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏 伊豆壹岐對馬上下縣の四國の卜部等の太兆の占事を持つて仕へ奉りてといふ意四國卜部の事は大祓の詞の中に於て辨じたるが如し太兆の事は古語拾遺古事記講義及び前條に述べたるを見合すべし講義に齋郡卜定の卜

事に仕奉るなり六營祭式に凡踐祚大嘗七月以前即位當年行事八月
 以後若明年行事此據受讓即位其年預令所司卜定悠紀主基國郡奏可
 訖即下知依例准凝と見え儀式にも其事を記して大臣奉勅召神祇官
 密封令卜定悠紀主基國郡奏書訖即下知其國とありされば四國の卜
 節の卜定する所に關するなり○悠紀仁近江國野州主基仁丹波國冰
 上遠齋定氏卜するに悠紀に之近江國の野州の當り主基に之丹波
 國の冰上の當り此二郷を齋み定めてといふ意ゆきは悠紀とも書し
 由基とも書し齋忌とも書すすべて潔齋の義にて文字は借りたるな
 りすきは主基とも書し次基とも書す濯ススぎの約にて潔齋の意なりさ
 れば齋忌に次ぐもの故に須岐といへるなり即ち次ぐの義なり○物
 部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等物部の人等酒造
 兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等のことと講義に述ぶるを以て辨
 るべしさて物部人は武事を以て仕へ奉る人をもものべといふそれ

には非す何となく朝廷に仕奉る人を泛くものふと云そ之物の部
 領を云る此も其類にて式に齋場雜色人と云る是なり儀式には卜定
 物部人十五人と正しく記されたり卜定田及び雜色人等歌人不歌造酒
 兒一人御酒波一人篩粉一人共作二人多明酒波一人以上並女稻實公一人
 を燒灰一人採薪四人歌人廿人女廿人と見ゆたりとありその物部は
 武事を以てつかへ奉る人をいふなりといはれたるは末の言にて本
 知らざる語と云ふべし元來ものべ之ものふべの約ありと記傳
 に云る可なりものふは後世はものなふと云ふとおなじくなふは
 總べて爲る事を云ふわかかなふわかきなふなどの類なり此ものなふは
 物を爲す事を云なり物とはすべて不足なく種々の事をものし爲せ
 し人人をさしてもものふべと云るなりかの如き人に内を守らせて
 からは後の近衛兵の如くせりそれより後世は武人を云事になれど
 も武人のみならず廣く百官をも云にすべて物を掌な爲すのをも云

ればりりされば物事を爲す人を物部といひたること明らかし故に講義の説は狭き説なり式に齋場雜色人とあるをもても證とすべし酒造兒は講義に式に造酒兒一人とあり本注に神語曰佐加都古以當都大少領女未嫁卜食者充之と見えたり未嫁女をもて充る事なる故に儀式には造酒童女と書て同じく神語佐加都古と訓れたり此即物部の人等の統領にして何事も此酒造兒を必ず先に立ることなりとありこれ講義の説の如し酒波は講義に式に御酒波一人多明酒波一人以上并女とあり儀式には大酒波一人多米酒波一人と見えたりさて造兒酒は黒白酒を醸る長と成て仕奉るを其下に属て醸り終るべければ酒波の波は嘗にて醸と云と同意の古言と聞えたり多米酒波は大多米院の黒白二酒の事を主れるなり御酒波の御は大の義なれば意富と訓べしと大畧講義の説の如しされども御は大の義なりといふは信じ難し御も大も稱へたる辭にて御と仕ひたるあり大と仕ひ

たるありて多く古事記に見ゆまた通じて仕ひたるあり畢竟するに酒造兒は醸酒の統領にして酒波は其部下にて酒を醸る人と見ゆるなり粉走は講義に式に篩粉一人とありて以上並女とある其一なり儀式に之粉走二人とあるを改めて一人とは成されたるなるべしさて篩粉の篩字は義を以填られたるならんと覺えて和名抄を闕るに竹器類に和名布流比除蟲去細之竹器也と見え造酒司なる踐祚大嘗祭供神料に絶篩十條と見えたるを新嘗會黒白二酒料條に絶大篩三條の下に一條篩灰二條篩酒とあれば白黒二酒を篩を以漉て滓を去り又藥灰をも篩ひ漉すなどに仕奉るなりとあるを見れば物を篩に掛けて漉し去らすことをなす人と見ゆ灰焼は講義に式に焼灰一人と見えこは男を以て供奉せしめ給ふなり式に造酒司酒部一人率焼灰一人驅一人入卜食山先祭山神焼得藥灰一斛とありて藥灰は黒白二酒に混和る料なりとあれば藥灰を作ることをなす人と見ゆ新

採は講義に式に採薪四人と見え此も男なるが灰焼に属て仕奉る者と聞えたりとわれば灰焼に部属して某原料なるたきぎを採る人に見ゆ相作と玉勝間に原本作字を候とあるは誤なり改めつべしとあるに従へり平田本には作に書けりさて講義に式に共作二人とありて以上並女とあるこれ也儀式には相作四人とありしを後に二人には改められつ儀式酒造兒童女先之とある割注に大酒波仕女等とある仕女とこの相作なるを以考ふるに造酒兒は其長とあれば酒波と相作とをを輔相て共に仕奉れるなり此文を式に造酒兒先下手次諸女共奉とある共字を用て共作と書れたるを思ふべしさて此共作のみ二人なるは一人は酒波に属て仕へ奉り一人は多明酒波に属て仕へ奉ることと見えたりとわれば共作とは酒を醸す助手ともいふべきものにて造酒兒に属して手傳をなす人と見ゆ稻實君は講義に式に稻實公一人とありこは男なるが造酒童女は黑白二酒の事に仕

奉るを稻實公と御飯の事に仕へ奉るなり式に凡拔穂者卜部率國郡司以下及雜色人等臨田拔之先造酒兒次稻實公次御酒波次雜色人次庶民共拔訖於齋院乾收先割取初拔四束四把擬供御飯自餘皆擬黑白二酒摠盛以籠籠別一束以二籠爲一荷荷別着足蓋以編第捶賢木着木綿訖令驅使丁荷每十荷子弟一人領之下部及國郡司率雜色人以下前後檢校運送其行列者御飯稻左前自餘物次之稻實公着木綿鬘引道九月下旬到京所卜定齋場院之外預作假屋懸收御稻とあるを儀式に就中以先拔四束別納高萱御倉會日稻實公所貢稻也自餘爲黑白二酒料と見えて御酒と御飯との料を分たりとある如く稻實公は名の如く御飯の料を爲す人と見ゆるなり以上總ていは相作以上の人は酒を醸す方に従ふものどもなり稻實公は御飯にあづかる人なり故に他の祝詞に見ゆる汁にも類にもといふ語の製り人はこれ皆以上の人共のなす所業になんありける○大嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏

前條の人人の大嘗會の齋場に持ち齋み参り來りてといふ意講義に大嘗祭とは卯日の神事に付て云ひ大嘗會とは辰日以下の宴會を云ふ齋場は在京齋場を云かともおぼゆれども上に千秋の五百秋にとあるに照應て思ふに決く大嘗宮を云るが此續に持齋をり参來てとあるは齋郡より在京齋庭に入る事を云るなれば同事の重複れるを以彼此を合せて大嘗の齋庭と云ふなりといえたりこれ勿論大嘗宮の齋庭を申すなり○今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利 今年十一月の中の卯の日の齋實嚴實ととして瑞穂を持ち恐み恐みも清まをり仕へ奉りてといふ意由志理伊都志理とは講義に齋實嚴實にして上に大嘗會の齋庭に持齋はり参來てとある物實にして下文に所謂悠紀主基の白酒黒酒の大御酒と天津御膳との事なるがそは辰日の宴會に天皇の聞食す直會の所の文なる故に此には重複を省きて其物名は下に譲りて齋實嚴實

とは云るにて彼高天原に聞食す齋庭の穂を吾御子に御せ奉ると勅たまひて事依し玉へりし狀を擬はせ奉り玉ひて此卯日に大嘗宮の悠紀主基の齋場に天照大御神に薦め奉らせ玉ひ皇御孫命の享給ひ天津日嗣の大御世始と爲玉ふ物なるをもて齋といひ嚴と云て其實を稱へたるなりとある如く共に稱名の辭にて義に於ては既に上に述べたる如しまたしろをしりといふと轉音にて代なること前文に於て解けるが如し○月内仁日時違撰定氏献留 月の内に於ても日時を卜し撰び定めて献るといふ意講義に上の太兆の卜事を持って奉仕より應て今年十一月中つ卯日に云云とある是なれば其前にいふべき所なるを如此あると如何と云に今悠紀主基の大嘗の供物を獻るこそは卯日なりけれ其獻るまでの間の事は悉くに時日を卜定て仕奉れりければ其事を合せて爰に此言を置たるにて前後に少かの弛みなく文意上下に貫通て奇異に靈く整へるは天兒屋命の高千穂

に事始て仕奉り玉へりし古文のままなればなりとあるが如し○悠紀主基乃黒木白木乃大御酒造 卜定したる國郡の悠紀主基の醸せる黒酒白酒の大御酒をといふ意悠紀主基の名義は既にのべたりさて講義の上に云はゆる齋郡の稻を以て左京齋場にて仕奉れる大御酒大御膳を献る事を申述に其國郡は上に云れば唯名目を出せるなるか悠紀主基の國のと云はんが如く又朝の御饌夕の御饌のとも云むが如し^中悠紀の御饌は卯日にて夕の大御饌なり主基の御饌は辰日にて朝の大御膳なり引續さて豊明節會は直會にて中臣壽詞は其時に當て宣り種々の歌舞仕奉ることありとなん職員令大嘗の義解に謂嘗新穀以祭神祇也朝則諸神之相嘗祭夕則供新穀於至尊也とあるは右の悠紀主基の國より供奉る夕曉の大御饌をいふ夕則供新穀於至尊は其直會の豊明を云なり然るは引續さて行はるゝ故にこそは卯日とは云れ^三基御饌は寅刻なれば既に辰日の分なりまた

義解の相嘗とは天皇の新穀を聞食すに就て公事根源に云れたる如く伊勢天照大神を勸請申されて天皇の大御自供らせ給ふなる由奉幣を奉らせ給ふ大御祭とは申す中にも天皇の御方を主として相嘗とは云なりけり相とは相殿相作などの如く其主たる者と共に並ぶ由なるを思ふべし然れば神と君と饗を共に爲給ふ由なりけりそは下文に皇神等も千秋五百秋の相嘗とある皇神等母とある辭にて知るべし朝則諸神之相嘗祭とは天皇の御事を兼たる文なること灼然きものなり是は大嘗祭には有ける夕則供新穀於至尊とは豊明節會なるが此は神事畢させ給ひて其解齋の供御を聞食し又臣下にも賜はる事なりと見るが如し黒木白木とは講義に黒白は正字にして木は借字なり儀式には黒岐白岐と記され續紀には黒紀白紀三代實録には黒支白支造酒司には黒貴白貴と種々に作るは何れも假字なる故なり万葉十九に黒酒白酒乎とあると正字を以書るものなりと見

えたり詔詞解にこは色の黒さと白さと二種の酒なり上代の酒の名にぞ有けむ其造法を考るに儀式に以藥灰命御酒五斗和內院白黒二酒五斗和大多米院白黒二酒と見ゆたる藥灰と云ものは灰焼とて此灰を焼く役人ありて山に入て焼得ることなり諸件文に據るに此藥灰白酒にするると黒酒にするとの二種ありて各そを和すに依て其色黒と白となる事と聞えたりざるを造酒式には新嘗會白黒二酒料云云其造酒者云々熱後以久佐木灰三升和合一甕是稱黒貴其一甕不和是稱白貴とあるはかの儀式の黒白ともに和すと異なり式の如きは白酒は灰を和ざる尋常の酒ときこえたり世々を經るまゝに變りぬるにや又中原康富記に二酒共に醴酒也として白者自其色也黒者上聊振烏麻粉と云るは又後の事にていささか其色を見せたるまでなりとあれば白き黒きの名目及び其の製法によつて來る所をさどらるべし○大倭根子天皇我天都御膳乃長御膳乃遠御膳止 大倭根子

天皇が天つ御食乃長久の御膳の永遠の御膳といふ意講義に其本は天神の事依し奉り玉へりし物なれども此國土に成れる物なるが故に天津御膳と聞食せと申す義なれば同じ續けなれども遠御膳止ある止辞究めて重くして天津御膳止爲豆といふ程の意にて上なる天津水止所聞食と見えたると同じきものなりさて此は黒木白木の大御酒をより受たれば酒をのみ指すが如くなれども然らず大御膳の事を本として右の二を兼たるなる事上文に天津水を云云瑞穂を云云とあるをもて知るべしとあるが如し○汁仁毛實仁毛赤丹乃穂仁毛所聞食氏豐明仁明御坐氏 酒にもなし飯にもなし赤き御顔になるまで聞食して豐明に明らかしましたといふ意此處の語の意は既に上にのべたるが如し穂仁毛の毛の字之玉勝間に衍なりといはれたり講義には軽く見るべしといはれたりさればこは有ても差支なれば軽く見るを可とす又講義に下に與天地日月共照志明良志御坐

事仁とあるへ應く文なり借上古に之卯日大嘗祭辰日悠紀節會なり
 主基方をも附て行はる巳日主基節會なり其前に在といへども主基
 は附て行くるなり午日豊明節會なり以上此を五節といふ然れど
 も右の五節ともに古之一日の公事なりしを三日に五度に行はるゝ
 事なる故に何れも豊明節會と云なり豊明とは大御酒を聞食のみ
 ならず大御膳を聞食ても其氣の身体に充溢れて殊に大御顔の照明
 らみ給ひ丹穂の如く咲榮え給ふ由なるが中にも大御酒のは此上無
 く優れたる故に豊明と云へば酒宴の名となりける故に記段明宮に天
 皇聞看豊明などありて聞食御酒とはいとざるなりと見えたりされ
 ば酒宴を設けて赤き顔となるよりかく語を巧に飾りたるなり○天
 都神乃壽詞遠稱辭定奉留 天つ神の壽詞を稱ふる辭を定め奉ると
 いふ意壽詞に上にも注せる如く皇御孫命之高天原に事始てより由
 庭に所知食と見えたる是を天の壽詞ありけるを本立として

又此に水取の政を述べて夫より其瑞穂を以て大嘗仕奉る事の件々
 を演るが故に稱辭定奉と云るにて常に稱辭竟奉といふとは異な
 る事上に此詞の出たる下に注せるが如しとあるをもても知るべし
 ○皇神等母千秋五百秋乃相嘗仁 皇祖神等も千秋五百秋の相嘗に
 といふ意壽詞に皇祖神等云云と悠紀主基の齋場に迎參らせられて
 天皇の大御自大御手以て朝夕の大御饌を供奉らせ給ふ伊勢大神宮
 を始め奉りて天社國社の皇神等を申せり然れども天社國社の悉を
 迎參らせらるべくも非れば皇祖天神のみ其齋殿には齋奉らせ給
 ひて自餘は卯日平明に幣帛を頒たせ給ひ殊に止事なきは神祇令に
 仲冬上卯相嘗祭とありてそれにも祭られさせ給ふこと猶大神宮に
 九月神嘗祭を別に奉らせ給ふが如くなり借爰に相嘗といふ皇神等
 は式に卯日平明神祇官班幣帛於諸神とあり大嘗宮の齋殿の勸請奉
 らせ給ふ天照坐皇大御神を始め奉りて皇祖天神は申すも更なり其

社々につきて令祭玉ふも皇孫命の新嘗聞食む爲の故に奉祭給へる
 なれば共に相嘗と申すべく又大嘗祭詞に天社國社とあれば所在國
 中の神々迄係る事也神祇令に凡天皇即位總祭天神地祇とある即此
 大嘗祭なるなりとあるにて皇神のことと知られたるなるべし千秋
 五百秋のことにつきて又同書に上にあるに照應へるなりと相嘗
 のことは同書に相は相共にといふ意なり鈴屋大人説に相嘗之阿比
 爾閉と訓むべし爾閉を牟倍と唱るは後世の音便に類れたる唱へな
 り大嘗も大爾閉なるを大牟倍と云と同じ此相嘗は天皇と相伴に新
 饗し奉る意の名にて俗に謂ゆる相伴の意ばへなりと云はれたる如
 く天皇の大嘗聞食す御賀事に就て皇神等を相嘗に祭らせ給ふなり
 皇神等母とある母の辞に深く心を着くべくなんとある如く母の字
 は物の並列するとき用ゐる辞なる故に天皇もさこしめし神もさ
 こしめすといふにて共にさこしめすを以て相嘗といふなりこと

に相伴とあるは同意なり○相字豆乃比奉利堅磐常磐仁齋奉利氏伊賀
 志御世仁榮志米奉利 相諾合奉り堅き磐の如く常磐の如く變りなく
 齋き奉りて嚴御世に榮えしめ奉りといふ意講義に此句下なる與天
 地日月云云にわたる語なりとさもあるべし○自康治元年始氏與天
 地日月共照志明真志御坐事仁 近衛天皇の康治元年より始て天地月
 日と共に照し明らし御坐事にといふ意これ天壤無窮に照し明らし
 給ふんといはんが如し○本末不傾茂槍乃中執持 本なり末なり
 に傾ず嚴槍の真中を執り持ちてといふ意これ即ち神と天皇との御
 中をよきに執りもつといふ義なり講義に延喜奏覽中臣本系帳に高
 天原初而皇神之御中皇御孫之御中執持伊賀志梓不傾本末中良布留
 人稱之中臣者とあり本末不傾とは本とを本系帳に所謂皇神等なり
 末とは皇孫命を申せり其皇神等の事依し奉り玉へりし壽詞を稱辭
 竟定奉りて皇神の大御命にも皇孫命の大御業にもつゆ違ふ事無く

御中執持て仕奉るをいふなり云云捧之本末とに太からず細からず平に作るか故に其中間を執れば本に傾ず末に倚らず此を以て中執持といへりとあるが如く本末にかたよらず中央をとるといふことにて神と皇孫との中をとることなりまた中執持につきて講義に皇神と皇孫命との御中を執持て祭主と成て大嘗を始めて凡ての神事に仕奉るが故に中臣は俗に云ふ亭主役の如き者なるを茂槍の中を執握て本末を傾ざる由なり鎌足公傳に其先出自天兒屋命世掌天地之祭相和人神仍命其氏曰中臣とある相和人神とは神と君との御間を相和す事なりされば鈴屋大人の中臣は中執臣なりと云はれたるなむ實に謂れたるとある如く姓の中臣はその職より出たるなり故に中を執る人といふべし○奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申 中を執り持ちて仕へ奉る中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣の清親壽詞を稱へ辭定め奉る

と申すといふ意中臣は姓に非ず此は職の中臣をいふなり詳なることは職原抄講義を見るべし祭主に於けるも又講義を見るべし講義に此詞の上に天兒屋命皇御孫命の御前に奉りてと有て高千穂宮の大嘗の大御政は其神の祭主となりて仕奉給ひし例の任に中臣氏の其職に仕奉らるゝ事なるが故に祭主とは云りと見ねたり行とは講義に官位令によるに神祇大副は從五位相當なり然るを位高く官卑さか故に行とは云り選叙令に凡任内外文武官本位有高下者若職事卑爲行高爲守とある如しと見ゆる如く位高く官卑さを以て行と書さしなり清親は講義に二所大神官例文祭主次第に右大臣正二位神祇伯大中臣朝臣清麻呂公の末孫祭主永頼の末孫神祇大副輔清の一男にて保延四年十二月二十九日神祇大副に任たる由見えたる此人なりとあれば其裔は知られたる○以上擧ぐる所の條は天皇に申上る詞にて是より以下は御前に侍ふ人に宣る辭別の文なり講義にも

かくいはれたり左様に思ひ辨ふべし

又申久。天皇朝庭仁奉仕留。親王等王等諸臣百官
人等。天下四方國乃百姓諸諸集侍氏。見食倍尊食
倍歡食倍聞食倍。天皇朝庭仁茂世仁。八桑枝乃立
榮奉仕留倍支。禱乎所聞食止。恐美恐美毛申給波久止申。

又申久天皇朝庭仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等 又申す天皇が
朝庭に仕へ奉れる親王王諸臣百官人等のといふ意又申すとは講義
に上に天皇に奏上る詞の終たる故に其所句切と成て此よりは別章
にて祝詞に辭別とあるに同じ所なるが故に又申久と云起したるに
て此より以下に其に侍らふ人々に聞ゆるなりとあるが如し仕奉と
は講義に常に朝廷に仕奉る臣下など云とは軽くして此大嘗會を行
とるゝに就て其行事に預りて御許に仕奉るといふ意味なりといは

れたるはさらなり○天下四方國乃百姓諸々集侍氏 天下四方國の
百姓もろもろ齋場に集り居てといふ意講義に別に百姓を宴に召さ
るゝにては無れども悠紀主基に仕奉る國郡司以下雜色人は更なり
常にも國々より在京して仕奉る官人及諸司の下司にも召されて仕
奉る良民をも合せて廣く云るなりとさもあるべし○見食倍尊食倍
歡食倍聞食倍天皇朝庭仁茂世仁 見給へ尊み給へ歡ひ給へ聞き給
へと天皇が朝廷に嚴御世にといふ意講義に食倍は給へといふ崇詞
なり此食字物を食ふ事をたふると云る其給字の意なる故に常に用
ゐるが故に借て書るあり見給に大嘗齋庭に持齋はり參來て持恐み
恐みも滿まはりに仕奉などあるを云ふなり尊給は皇孫命の大嘗聞
食す由をいふ歡給は事の取具たるを歡べるなり聞給は天皇に奏す
壽詞を百官にも宣聞ゆればなりとあるを以て見尊歡聞の四字の由
來を知らるゝなり○八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎所聞食止恐美恐美毛

申給波久止申 爾木生の如く立ち榮え仕へ奉るべき中臣の壽詞をさ
こしめせと恐み恐みも申し給ふと申すといふ意八桑枝のことは春
日祭の條に解きたるを合せ見るべし立榮とは講義に天皇朝廷に中
臣の仕奉るをいふとあると同意なり所聞食は講義に親王以下の人
々に禱言を聞給へとなり玉勝間に一本に稱辭竟奉久とあり此も惡
からずと云れたれども天皇にこそは壽詞を稱辭定奉と申せれ自餘
人等に稱辭竟奉と云事あるべくもあらねば聞食とある方叶ひて覺
ゆとある如くさこしめせとあるかた穩かならんかし恐々と講義
に辭別の文ながら天神壽詞に引續けて天皇の大御前にて申す故に
深く恐み恐みも申すとなりといはれたるが如し臣下に向て恐み恐
みと申すことはなしとれ神或は天皇に對てし稱ふる語なりと知る
べし

祝詞式講義下卷終

69
55





